

# 資料編

## 1 用語解説

### ブックスタート

絵本を通じて家族のふれあいを深め、赤ちゃんの心と言葉を育み、こちよいい時間をもつことを応援する事業。地域で生まれたすべての赤ちゃんを対象としている。90年代の初めイギリスで始まった運動。日本では2000年に東京都杉並区で開始され、平成24年3月現在、全国1742自治体中、806市区町村で実施されている（NPOブックスタート調べ）。鎌倉市では平成17年7月から6か月児育児教室で赤ちゃんと保護者に向けて、図書館職員とボランティアによる読み聞かせと利用案内を行った後、絵本・絵本の紹介リスト・子育てガイドの冊子を布製バックに入れてプレゼントしている。

### 学習パック

かまくら読書活動支援センターで、調べ学習に役立つ資料をテーマごとにセットにして、市内小・中学校へ（要望があれば高等学校へも）搬送貸出するサービス。テーマは「修学旅行（日光）」「鎌倉」「環境問題」「昔の暮らし」「世界の国々」「仕事」「福祉」「戦争と平和」「日本の産業」で、毎年増やしていく予定。1セット 40冊の4週間貸出。修学旅行パックは1セット 20冊の2週間貸出。

### 子ども読書パック

かまくら読書活動支援センターで、絵本・読み物を中心に希望の対象年齢の本を集めて、搬送貸出するサービス。利用対象は市内保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・子ども会館・子どもの家等。1セット 50冊まで、4週間貸出。

### 学校図書館専門員・読書活動推進員

鎌倉市の小・中学校に配置された非常勤嘱託員。学校図書館専門員は1校専任で週3日程度勤務。読書活動推進員は1～2校担当で、1校あたり週1日程度勤務。小学校には学校図書館専門員が全校配置、中学校には読書活動推進員（1校あたり週1日程度勤務）が配置されている。

### ブックトーク

特定のテーマに関連する数冊の本を紹介すること。あらかじめ選んでおいた数冊の本の紹介をし、読書意欲をを起こさせることを目的とする。読書の幅を広げたり、新しい分野やテーマの本への興味を呼び起こしたりすることに効果がある。

## 学校図書館図書標準

文部科学省が、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定めたものである。

### ア 小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3～6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

### イ 中学校

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

## パネルシアター

布を貼ったパネルに絵を貼ったり外したりして展開する、おはなし、歌あそびをいう。現在、パネルには付着力のよいフランネルなどを、絵にはフランネル地に付着しやすいPペーパーや和紙等が用いられている。

## ストーリーテリング

絵本や絵話などの絵に頼らず、また補助としないで、語り聞かせること。

## ヤングアダルト

ヤングアダルトとは若い大人という意味で10代の利用者を指す。1920年代以降、アメリカの図書館で使われ始めた。ヤングアダルト向けの本やお知らせなどを置いてあるコーナーをヤングアダルトコーナーとよぶ。児童と成人の中間に位置する10代を、独特の配慮を要する利用者層として位置づけ、ヤングアダルトサービスを行っている。YAサービス、ティーンズサービスと呼ぶこともある。

## パスファインダー

ある特定のトピック（主題）に関する資料や情報を収集する手順をまとめたツールのこと。

## 2 法令等

### ●「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」抜粋

1994年4月批准

#### 第17条 情報を知る権利

子どもの権利条約を結んだ国は、子どもが新聞、本、ラジオ、テレビから、情報や資料を見たり聞いたりできるようにします。

子どもの権利条約を結んだ国は、子どものための本をたくさん作り、世の中に広めます。

そして、日本語以外を話す子どもたちのために、いろんな国のことばでかかれた本をつくります。

(『子どもの権利 中・高校生向』評論社 1995年刊より)

### ●「ユネスコ公共図書館宣言」抜粋

1994年11月採択

#### 公共図書館

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。

公共図書館のサービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用が出来ない人々、たとえば言語上の少数グループ(マイノリティ)、障害者、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。

いかなる年齢層の人々もその要求に応じた資料を見つけ出せなければならない。蔵書とサービスには、伝統的な資料とともに、あらゆる種類の適切なメディアと現代技術が含まれていなければならない。質の高い、地域の要求や状況に対応できるものであることが基本的要件である。

資料には、人間の努力と想像の記憶とともに、現今の傾向や社会の進展が反映されていなければならない。

蔵書及びサービスは、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

#### 公共図書館の使命

情報、識字、教育及び文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。

1. 幼い時期から子どもたちの読書習慣を育成し、それを強化する。
2. あらゆる段階での正規の教育とともに、個人的及び自主的な教育を支援する。
3. 個人の創造的な発展のための機会を提供する。
4. 青少年の想像力と創造性に刺激を与える。

・・・以下省略

## ●ユネスコ学校図書館宣言 抜粋

1999年11月 第30回ユネスコ総会において批准

学校図書館は、今日の情報や知識を基盤とする社会に相応しく生きていくために基本的な情報とアイデアを提供する。学校図書館は、児童生徒が責任ある市民として生活できるように、生涯学習の技能を育成し、また、想像力を培う。

### 学校図書館の使命

学校図書館は、情報がどのような形態あるいは媒体であろうと、学校構成員全員が情報を批判的にとらえ、効果的に利用できるように、学習のためのサービス、図書、情報資源を提供する。学校図書館は、ユネスコ公共図書館宣言と同様の趣旨に沿い、より広範な図書館・情報ネットワークと連携する。

図書館職員は、小説からドキュメンタリーまで、印刷資料から電子資料まで、あるいはその場でも遠くからでも、幅広い範囲の図書やその他の情報源を利用することを支援する。資料は、教科書や教材、教育方法を補完し、より充実させる。

図書館職員と教師が協力する場合に、児童生徒の識字、読書、学習、問題解決、情報及びコミュニケーション技術の各技能レベルが向上することが実証されている。

学校図書館サービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、職業あるいは社会的身分にかかわらず、学校構成員全員に平等に提供されなければならない。通常の図書館サービスや資料の利用ができない人々に対しては、特別のサービスや資料が用意されなければならない。

学校図書館のサービスや蔵書の利用は、国際連合世界人権・自由宣言に基づくものであり、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

### 財政、法令、ネットワーク

学校図書館は、識字、教育、情報提供、経済、社会そして文化の発展についてのあらゆる長期政策にとって基本的なものである。地方、地域、国の行政機関の責任として、学校図書館は特定の法令あるいは施策によって維持されなければならない。学校図書館には、訓練された職員、資料、各種技術及び設備のための経費が十分かつ継続的に調達されなければならない。それは無料でなければならない。

### 職員

学校図書館員は、可能なかぎり十分な職員配置に支えられ、学校構成員全員と協力し、公共図書館その他と連携して、学校図書館の計画立案や経営に責任がある専門的資格をもつ職員である。

学校図書館員の役割は、国の法的、財政的な条件の下での予算や、各学校のカリキュラム、教育方法によってさまざまである。状況は異なっても、学校図書館員が効果的な学校図書館サービスを展開するのに必要とされる共通の知識領域は、情報資源、図書館、情報管理、及び情報教育である。

増大するネットワーク環境において、教師と児童生徒の両者に対し、学校図書館員は多様な情報処理の技能を計画し指導ができる能力をもたなければならない。したがって、学校図書館員の専門的な継続教育と専門性の向上が必要とされる。

## ●「子どもの読書活動の推進に関する法律」全文

(平成十三年十二月十二日法律第154号)

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進

基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

## ○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## ●文字・活字文化振興法(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)抜粋

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## ●第3次鎌倉市総合計画 抜粋

### 第2期 基本計画

#### 第1編 基本構想 第2章 将来都市像と将来目標

##### 4. 健やかで心豊かに暮らせるまち より (P10)

###### (2) 豊かな心をもった人間を育てます

児童・生徒一人ひとりの個性を生かし、自ら学ぶ意欲や社会の変化に主体的に対応するために必要な基礎的・基本的な能力を育み、健康で豊かな心をもった人間の育成をめざすとともに、地域に開かれた学校づくりを進めます。

###### (3) 豊かな生涯学習社会の創造をめざします

ともに学び、ともに語り、ともに楽しむことをとおして、より豊かな人間性を培い、鎌倉市民としての自覚、生きていることの充実感を市民一人ひとりがもてる生涯学習社会の創造をめざします。

###### (4) 青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めます

次代を担う青少年が人とのふれあいや、地域社会への参加をとおして、心身ともに健やかに成長し、個性豊かな人間形成を図り、自立できるよう、家庭・学校・地域を基盤とする良好な環境づくりを進めます。

##### 4. 健やかで心豊かに暮らせるまち 4. 青少年育成 より (P53)

###### 【目標】

家庭、学校や地域と連携する中で青少年の健全な育成を図ります。

安心できる環境の中で子どもたちが遊びや生活を通して自主性をはぐくみ、社会性を身につけられるよう支援します。

## ●かまくら教育プラン ～鎌倉市の学校教育における基本方針と目標～

(平成16年11月 鎌倉市教育委員会)

基本方針 1 子どもたちが安心して学び生活できる、安全で開かれた学校づくりを進めます。

2 子どもたちの学習意欲を高め、確かな学力の向上をめざします。



- 3 子どもたちに社会性・道徳性を身につけさせ、共に生きる心を育みます。
- 4 子どもたちの心と体を健やかに成長させ、豊かな感性を養います。
- 5 安心して子育てができる環境づくりを進めます。

(平成24年度 鎌倉市学校教育指導の重点 より 抜粋)

重点項目 4 豊かな心と健やかな体づくり \*道徳教育の充実、読書活動・清掃活動

## ●鎌倉市次世代育成きらきらプラン(平成17年3月)抜粋

※このプランは国の「次世代育成支援対策推進法」(平成15年)を受けて策定されました。(10年間時限立法)

基本目標3 子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり

主要課題3-2 学校の教育環境の充実

施策の方向

- ・子どもが社会の変化に対応できるよう「生きる力」の育成を図るため、教育環境の整備・充実に努めます。
- ・子どもの豊かな人間性を育めるよう、体験活動の場の拡充を図ります。また、自然と直接ふれあう機会の提供を図ります。

計画事業

- ・3-2-8 情報化社会への対応
- ・3-2-16 読書活動の推進

主要課題3-3 家庭や地域の教育力の向上

施策の方向

- ・子どもの発達段階に応じ、人間関係のあり方、他人を思いやる心や感性などの豊かな人間性や自制心、自立心などを育てる家庭教育のあり方、子どもとのコミュニケーションの図り方などについての学習機会の提供に努めます。

計画事業

- ・3-3-1 ブックスタート事業
- ・3-3-3 生涯学習施設の提供

### 3 第二次鎌倉市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿

平成 23 年度 委員長 飯野幸江 副委員長 八神陽介

市民委員（公募）	熊木久美
市民委員（公募）	黒瀬聖子
市民委員（公募）	西山才見
学校教育関係者（御成小学校校長）	兵藤嘉子
学校教育関係者（第一中学校教諭）	田中秀明
幼児教育関係者（鎌倉みどり幼稚園長）	高方子
乳幼児保育関係者（こばとナーサリー園長）	飯野幸江
学校教育関係課（教育指導課長）	八神陽介
学校教育関係課（教育指導課指導主事）	石川眞喜
生涯学習関係課（生涯学習課長代理）	鈴木郁雄
子ども関係課（青少年課長）	能條裕子
幼児関係課（保育課長）	進藤勝
幼児関係課（材木座保育園長）	大本ゆう子

平成 24 年度 委員長 飯野幸江 副委員長 川合良宏

市民委員（公募）	熊木久美
市民委員（公募）	黒瀬聖子
市民委員（公募）	西山才見
学校教育関係者（御成小学校校長）	兵藤嘉子
学校教育関係者（第一中学校教諭）	田中秀明
幼児教育関係者（材木座幼稚園長）	吉川久美子
乳幼児保育関係者（こばとナーサリー園長）	飯野幸江
学校教育関係課（教育指導課長）	川合良宏
学校教育関係課（教育指導課指導主事）	石川眞喜
生涯学習関係課（教育総務課長代理）	平井あかね
子ども関係課（青少年課長）	能條裕子
幼児関係課（保育課長）	進藤勝
幼児関係課（材木座保育園長）	大本ゆう子

事務局 中央図書館（古谷修・松石圭子・小野公子・水野優子）